

## 変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて

栃木労働局長より、[令和4年12月13日付け栃労発基1213第2号「変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて」](#)をもって、会員事業場において、本通達の中の別紙1に掲げる33の届出物質を製造し、又は取り扱う際には、変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知依頼がありました。

なお、労働安全衛生法第57条の4(化学物質の有害性の調査)は、新規化学物質について有害性の調査を行うことにより、がん原性の疑いのある化学物質をスクリーニングする趣旨であることとしています。(解釈例規抜粋)

また、これらの詳細は、

- [職場のあんぜんサイト「強い変異原性が認められた化学物質」](#)をご覧ください。